

廃棄物処理施設整備構想（案）の概要について

1 廃棄物処理施設整備構想（案）作成の背景及び目的について

- 佐渡クリーンセンターについては供用開始から 22 年経過、灰溶融固形化施設については 18 年が経過しており、施設の老朽化による大規模な修繕が必要となっています。
- また、佐渡クリーンセンターから排出される焼却灰 2,030 t（平成 30 年度実績）については、灰溶融固形化施設において溶融処理し、処理後に溶融スラグ 1,062 t（平成 30 年度実績）が生成されますが、建設資材としての利用実態がない状況です。
- 一方、南佐渡一般廃棄物最終処分場については、埋立容量 47,880 m³のところ、平成 30 年度末までに 23,337 m³（約 49%）を埋め立てており、残存容量は 24,543 m³となっています。
- このような状況の中で、
 - ・現在の処理体制を継続した場合、南佐渡一般廃棄物最終処分場は令和 10 年度まで埋立可能な見込み。
 - ・灰溶融固形化施設の稼働を停止し、佐渡クリーンセンターから排出される焼却灰を、全て南佐渡一般廃棄物最終処分場に埋め立てる場合、令和 7 年度には満杯となる見込み。→（令和 8 年度以降は新しい最終処分場に埋め立てることとなります。）
- 新たな施設整備は、長期間を要することから、計画的に施設整備を進めていく必要があります。
- そのため、今後の施設整備のあり方を検討する廃棄物処理施設整備構想（案）を作成しました。

2 廃棄物処理施設整備構想（案）における施設の整備方針（案）について

（1）佐渡クリーンセンター

令和 7～9 年度に基幹的設備改良工事を行い、令和 24 年度までの長寿命化を行います。次期ごみ処理施設については、令和 25 年度の供用開始を目指し、計画的に施設整備を進めていきます。

（2）灰溶融固形化施設

令和 3 年度末をもって稼働を停止します。なお、佐渡クリーンセンターから排出される焼却灰については、令和 4 年度から島外処理を行います。そのため、佐渡クリーンセンターの灰出設備改修工事を令和 3 年度に行います。

（3）南佐渡一般廃棄物最終処分場

佐渡クリーンセンターの不燃残渣と災害廃棄物を埋立てることとし、可能な限り延命化します（令和 26 年度まで埋立可能な見込み）。次期最終処分場については、計画的に施設整備を進めていきます。